



議案第二十二号

中部広域行政管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、中部広域行政管理組合規約を次のとおり変更する。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

中部広域行政管理組合同規約の一部を改正する規約

中部広域行政管理組合同規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。  
第三条に次の一号を加える。

九 視聴覚ライブラリーの設置、運営及び管理に関すること。

第十二条を十三条とし、第十一条中「理事会の承認を得て消防長が任免する。」を「理事会の承認を得て消防長が任免し、教育長及び教育委員会の職員は、教育委員会が任免する。」に改め、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（教育委員会）

第十条 組合に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二条の規定に基づき、教育委員会を置く。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

